

証券コード 8071
平成29年6月9日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目34番14号
東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大 倉 慎

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時25分(当社営業時間終了の時)までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号 当社本社 7階A会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額及び内容改定の件
 - 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokai-ele.co.jp/>)に掲載しておりますので、ご覧ください。

本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」
- (2) 事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 社外役員に関する事項」
- (3) 事業報告「5. 会計監査人の状況」
- (4) 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
- (5) 連結計算書類「連結注記表」
- (6) 計算書類「株主資本等変動計算書」
- (7) 計算書類「個別注記表」

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokai-ele.co.jp/>)に掲載させていただきます。

〔添付書類〕

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境は改善傾向が続き景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。中国を始めとするアジア新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、米国の新政権における政策動向による国内景気への影響など、依然として景気の先行きについては不透明な状況となっております。

このような経済環境のもと、当社グループは中国における営業地域を「華北・華東」及び「華南」に分けておりましたが、第1四半期連結会計期間よりビジネス環境の変化が速い中国市場の動きを的確に捉え、お客様のニーズ、課題に迅速にお応えすべく、深圳現地法人の業務を上海現地法人に統合し、中国全体を見据えた組織体制に変更しました。

当社グループは2014年度を初年度とする中期経営計画(Global Action 2016 : GA16)の最終年度を迎え、GA16のテーマである「1. Global Partnerとしての体制構築 ～技術商社として、かけがえのないパートナーに～」、「2. 自動車、環境・エネルギーそして医療など社会・生活基盤への一層の注力」の実現に向け、海外拠点体制の強化として、インド及びドイツに現地法人を設立するとともに、海外拠点においてもFAE(Field Application Engineer)を増員し技術サポートを充実させ営業体制の強化を図りました。また、医療、環境・エネルギー、ソフトウェア関連においても各プロジェクトに取り組み、特に医療プロジェクトにおいては、積極的に展示会へも出展しビジネスチャンスの拡大を図るなど、各施策は着実に成果に結びつきつつあります。

当社グループの業績における自動車分野ビジネスについては、海外は北米における自動車販売が引き続き堅調に推移しており、国内においても熊本地震の影響を受けたものの、第2四半期連結会計期間以降、自動車生産が回復し業績が堅調に推移したことにより、前期を上回る結果となりました。情報通信分野ビジネスについては、東南アジア圏はOA機器向けデバイスの販売が堅調に推移しましたが、中華圏においてモバイル機器等の受注が引き続き低調に推移したことにより、前期を下回る結果となりました。また、FA・工作機械分野ビジネスについては、半導体設備投資関連など堅調に推移していることから、前期を上回る結果となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は413億9百万円（前期比7.9%増）となり、利益面では営業利益は10億5百万円（前期比9.7%増）、経常利益は10億2千7百万円（前期比16.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億3千1百万円（前期比66.4%増）となりました。

セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニーとして区分しておりました大阪支店を西日本における車載ビジネス拡大への重要拠点としていくことを目的に、デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニーへ管理区分の変更を行っており、当該変更後のセグメントの区分に基づき比較しております。

○デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー

FA・工作機械分野においては、新規デバイスの立ち上げがあったものの、情報通信分野においてOA機器向けの部品販売が低調に推移していることに加え、自動車分野においては、主要メーカーの事業撤退に伴い銅合金関連の販売が減少した結果、売上高は36億2千7百万円となり前期に比べ5.5%の減少となりました。

○デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー

情報通信分野においては、OA機器関連の需要減少などにより低調に推移しましたが、FA・工作機械分野においては、中国市場向けスマートフォン関連及び有機EL関連の設備投資が増加したことに加え、医療分野における病院施設向けの通信機器の需要が増加した結果、売上高は79億3千4百万円となり前期に比べ3.0%の増加となりました。

○デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー

自動車分野においては、お客様の国内生産比率の増加によりマイコン受注が堅調に推移したことや、一部熊本地震の影響があったものの、第2四半期連結会計期間以降、自動車生産が大きく回復したことに加え、新型車両立ち上げにより受注が堅調に推移したことなどにより、売上高は159億8千7百万円となり前期に比べ14.0%の増加となりました。

○オーバーシーズ・ソリューションカンパニー

自動車分野においては、米国市場の堅調な景気に支えられた自動車生産の増加に加え、中華圏・東南アジア圏においても自動車市場への販売が増加したことにより業績は堅調に推移しました。情報通信分野においては、中華圏は景気停滞と東南アジア圏への生産移管の影響により業績は低調となりましたが、東南アジア圏においてはOA機器向けデバイスの販売が前期を上回ったことなどにより、売上高は115億2千5百万円となり前期に比べ7.5%の増加となりました。

○システム・ソリューションカンパニー

環境・エネルギー分野における太陽光発電設備及び試験検査設備への投資が低迷したことに加え、航空宇宙関係の設備投資の遅れがありましたが、半導体生産設備向けのシステムネットワーク機器の開発受注や設備投資が増加したことなどにより、売上高は22億3千3百万円となり前期に比べ11.9%の増加となりました。

〈セグメント別売上高〉

(単位：千円)

	売上高	前連結会計年度比増減率	構成比
	当連結会計年度		
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー	3,627,857	△5.5%	8.8%
デバイス・ソリューション 中部・関西第1カンパニー	7,934,598	3.0%	19.2%
デバイス・ソリューション 中部・関西第2カンパニー	15,987,946	14.0%	38.7%
オーバーシーズ・ソリューション カンパニー	11,525,728	7.5%	27.9%
システム・ソリューション カンパニー	2,233,403	11.9%	5.4%
合 計	41,309,534	7.9%	100.0%

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 事業別の比較表は次のとおりです。

(単位：千円)

	売上高	前連結会計年度比増減率	構成比
	当連結会計年度		
M(高機能材料)デバイス事業	3,919,597	△6.7%	9.5%
E(電子)デバイス事業	14,802,478	6.5%	35.8%
S(半導体)デバイス事業	20,354,054	11.9%	49.3%
システム事業	2,233,403	11.9%	5.4%
合 計	41,309,534	7.9%	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億9百万円となりました。
 その内容の主なものは、社員寮の建設と社内管理システム導入による
 支出などであります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、国内経済は雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されていますが、米国の経済政策など不確実な世界情勢の影響で為替や株式市場は依然として不安定な動きとなっており、景気の先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループはグローバルネットワークを有機的に構築し、お客様への価値をより一層創造すべく取り組んでまいります。新たに設立したドイツ現地法人においては、自動運転やIoTを始めとする最先端の技術などを日本やアメリカなど各地に向け展開してまいります。また、インド現地法人においては、今後も市場の拡大が見込まれ、それに伴うエレクトロニクス需要が期待されるインド市場に当社のグローバルネットワークを活かしたソリューションを提案してまいります。さらに当社グループは自動車市場を中心にソフトウェアビジネスの拡大などを図り、より付加価値の高いビジネスへの取り組みを強化してまいります。

当社グループは前中期経営計画（Global Action 2016：GA16）の成果を踏まえ、新たな中期経営計画（Value Innovation 2019：VI19）を策定し、

1. 新たな価値創造

～かけがえのないパートナーに～

2. より豊かな生活に、より良い環境作りに貢献

～自動車、医療、環境・エネルギーなど

社会・生活インフラへの注力～

をテーマに、これらの実現に向け、次の施策を推進してまいります。

①全社プロジェクトの推進

各注力市場分野において、新しいソリューションを創造し、当社が強みを発揮できるアプリケーション情報を全社で共有し、お客様への提案活動を加速します。具体的には自動車、環境・エネルギー、医療、I o T・F A、ソフトウェアの各プロジェクトを設け、これまで以上に強化し推進してまいります。

②展示会などお客様へのアクセス強化

カーエレクトロニクス、医療など、当社が積極的に取り組む市場をテーマとした展示会を通じて、お客様との接点を増やし、お客様のニーズや課題にあわせた個別展示会の提案・開催や、海外での展示会にも積極的に参加してまいります。

③海外拠点のエンジニアリング機能の深化

当社はこれまで技術商社として、技術提案・エンジニアリング機能の強化に努めてきましたが、海外拠点のエンジニアリング機能をさらに強化してまいります。これまでアメリカ、タイに技術者を配置し、現地での技術提案を強化してまいりましたが、他アジア地域や欧州での更なる技術者の増強に取り組んでまいります。

④人材育成

職層・職務にあわせた研修、ローテーションを通じ、より一層専門性を深め、弾力的な人材配置による多様性のある人材育成・登用を図ってまいります。専門教育と業務経験を通じ、外国語能力と国際感覚の育成、業務資格認定や社内マイスター制度の制定により各社員の強みを伸ばすことで、人材のより一層の育成を進めてまいります。

⑤品質への徹底した取り組み

お客様の品質管理のパートナーとなるべく、国内外の品質管理体制を強化し、高品質な製品・ソリューションを提供いたします。また品質強化に向けた品質方針の徹底とノウハウの共有・意識強化を図ってまいります。さらには、IT化や業務フローの見直しを通じ社内業務の品質向上に積極的に取り組んでまいります。

⑥リスク管理の強化・事業継続態勢の充実

多様なビジネスリスクに備え、さまざまな環境の変化に柔軟に対応できることは、サプライチェーン全体としての大きな課題であります。自然災害などによるインフラへの脅威に対して、当社はお客様への安定供給を行うため適正在庫の確保に努めるとともに、社内備蓄や手順の整備、訓練の実施など事業継続態勢の充実を重点課題として取り組んでまいります。

⑦サステナビリティへの取り組みとコンプライアンスの徹底

当社グループは「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業で有り続ける。」を経営理念としております。地球環境を守るため、環境に優しいビジネスの拡大と、業務改善による環境負荷低減への取り組みを強化するとともに、信頼される良い企業で有り続けるため、コンプライアンスを徹底してまいります。

当社グループは、「基本徹底 Enforce Fundamentals」と「Quality First for Customer!」の経営ビジョンに沿い、全社員が社業発展に向けた取り組みを進め、業績拡大に努めてまいります。

管理体制面では、コーポレートガバナンス・コードの指針に沿って、内部統制機能と経営体質の強化により、ガバナンス体制を充実させてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	39,689	41,812	38,288	41,309
経常利益(百万円)	1,026	1,140	880	1,027
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	539	594	439	731
1株当たり当期純利益	50円19銭	55円28銭	40円92銭	340円55銭
総資産額(百万円)	18,367	19,581	18,566	20,832
純資産額(百万円)	10,616	11,480	11,488	12,137
1株当たり純資産額	983円99銭	1,063円26銭	1,062円91銭	5,611円66銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 平成28年10月1日付けで普通株式5株を1株に株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	平成25年度 第59期	平成26年度 第60期	平成27年度 第61期	平成28年度 第62期(当期)
売上高(百万円)	28,237	28,291	27,402	29,428
経常利益(百万円)	830	876	556	632
当期純利益(百万円)	391	466	287	461
1株当たり当期純利益	36円43銭	43円43銭	26円78銭	214円75銭
総資産額(百万円)	15,927	16,570	15,710	17,704
純資産額(百万円)	9,642	10,061	10,081	10,463
1株当たり純資産額	893円46銭	931円35銭	931円97銭	4,832円69銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 平成28年10月1日付けで普通株式5株を1株に株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東海オートマテックス(株)	10,000千円	100.0%	自動制御機器販売
東海テクノセンター(株)	30,000千円	100.0%	各種ソフトウェアの開発・販売
東海ファシリティーズ(株)	10,000千円	100.0%	不動産管理
東海精工(香港)有限公司	US\$ 7,371千	100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	US\$ 2,373千	100.0%	電子部品販売
台湾東海精工股份有限公司	NT\$ 20,000千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS AMERICA, LTD.	US\$ 800千	100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.	US\$ 2,000千	100.0%	電子部品販売
PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA	US\$ 1,000千	100.0%	電子部品販売
東精国際貿易(上海)有限公司	RMB 6,710千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD.	THB 76,000千	100.0%	電子部品販売
東海精工咨詢(深圳)有限公司	RMB 1,061千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.	INR 33,500千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH	€ 25千	100.0%	電子部品販売

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接所有を含む割合であります。

2. 海外現地法人設立

会 社 名	設 立 年 月
TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.	平成28年11月
TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH	平成29年 2 月

3. 海外現地法人の社名を下記のとおり変更いたしました。

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月
TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD.	TOKAI ELECTRONICS (S) PTE. LTD.	平成28年 6 月
TOKAI PRECISION AMERICA, LTD.	TOKAI ELECTRONICS AMERICA, LTD.	平成28年 6 月
TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD.	TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD.	平成28年 6 月
TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC.	TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.	平成28年 7 月
PT. TOKAI PRECISION INDONESIA	PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA	平成28年 8 月

③特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループはエレクトロニクス商品の販売及び加工を主な事業としており、事業内容別の主要な取扱商品は次のとおりであります。

		主要取扱商品名
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー	M (高機能材料) デバイス事業	各種合金類、インサート成形品、非鉄金属、ダイキャスト製品、ゴム及び樹脂成形品、フッ素樹脂、ガラス繊維、住宅用断熱材、マグネット、強化ガラス、フレキシブル配線基板、エンジニアリングプラスチック、接着剤、各種粘着テープ、その他
デバイス・ソリューション 中部・関西第1カンパニー デバイス・ソリューション 中部・関西第2カンパニー	E (電 子) デバイス事業	各種モータ、センサ、コネクタ、スイッチ、スピーカ、ハーネス、FFC、FPC、基板、基板アセンブリ、PC周辺機器、各種ユニット組立、LCD、タッチパネル、UPS、無線モジュール、デジタルサイネージ、その他
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	S (半 導 体) デバイス事業	マイコン、システムLSI、カスタムIC、各種IC、ディスクリット、パワーデバイス、センサ、半導体モジュール、基板アセンブリ、高周波デバイス、その他
システム・ソリューション カンパニー		基板アセンブリ、EtherCAT通信モジュール、ハーネス、グローバルコンポーネント、省力・自動制御機器、計測制御・各種試験・空調自動制御等システムのソフト開発、設計・製作・施工・保守、その他

(8) 主要な拠点等 (平成29年3月31日現在)

①当 社

本 社 名古屋市中区栄三丁目34番14号

名古屋支店 東京支店 大阪支店 刈谷支店

小牧支店 松本支店 三島支店 熊谷支店

- (注) 1. 津支店は、平成29年1月1日付けで名古屋支店に統合いたしました。
2. 安城支店は、平成29年2月6日付けで刈谷市に移転し、名称も刈谷支店に変更いたしました。
3. デュッセルドルフ事務所は、平成29年2月15日付けで、当社100%出資の現地法人TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbHとして業務を開始いたしました。

②子会社等

国 内

東海オートマチックス(株) (名古屋市中区)

東海テクノセンター(株) (名古屋市中区)

東海ファシリティーズ(株) (名古屋市中区)

海 外

東海精工(香港)有限公司 (中国・香港)

TOKAI ELECTRONICS (S) PTE. LTD. (シンガポール)

台湾東海精工股份有限公司 (台 湾)

TOKAI ELECTRONICS AMERICA, LTD. (アメリカ)

TOKAI ELECTRONICS PHILIPPINES, INC. (フィリピン)

PT. TOKAI ELECTRONICS INDONESIA (インドネシア)

東精国際貿易(上海)有限公司 (中国・上海)

TOKAI ELECTRONICS (THAILAND) LTD. (タ イ)

東海精工諮詢(深圳)有限公司 (中国・深圳)

TOKAI ELECTRONICS INDIA PVT. LTD. (イ ン ド)

TOKAI ELECTRONICS DEUTSCHLAND GmbH (ド イ ツ)

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
331名	+2名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,242,800株
- (2) 発行済株式の総数 2,148,899株 (自己株式 211,364株を除く。)
- (3) 株主数 1,562名
- (4) 大株主

大株主名	持株数	持株比率
OKURA株式会社	297,500株	13.84%
江口健三	202,100株	9.40%
牧三枝	168,091株	7.82%
江口由江	145,127株	6.75%
江口志津	86,324株	4.01%
株式会社メルコホールディングス	61,630株	2.86%
東海エレクトロニクス従業員持株会	53,738株	2.50%
株式会社三菱東京UFJ銀行	52,790株	2.45%
株式会社三井住友銀行	40,000株	1.86%
住友生命保険相互会社	38,200株	1.77%

- (注) 1. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 江口 健三氏は、平成29年2月2日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-ele.co.jp/>) に掲載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 倉 偉 作	
代表取締役社長	大 倉 慎	
専 務 取 締 役	霜 越 憲 一	国内営業本部 本部長 (品質・環境担当)
専 務 取 締 役	笹 川 剛	海外営業本部 本部長 兼 オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長
常 務 取 締 役	森 田 誠	管理本部 本部長 兼 人事部 部長 (情報・I R・C S R・危機管理担当)
常 務 取 締 役	小和瀬 靖 明	技術本部 本部長
常 務 取 締 役	鈴 木 章 浩	マーケティング本部 本部長 兼 国内営業本部 デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長
常 務 取 締 役	笹 井 賢 次	国内営業本部 デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長
取 締 役	牧 島 賢 治	国内営業本部 システム・ソリューションカンパニー長
取 締 役	井 田 光 治	国内営業本部 デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長 (品質副担当)
取 締 役	西 出 英 司	管理本部 経理部 部長 兼 管理部 部長 (品質副担当)
取 締 役	天 野 利 紀	共和レザー株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	森 永 靖 彦	
監 査 役	梶 田 洋 志	
監 査 役	山 田 耕 作	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 社外取締役
監 査 役	水 野 和 仁	

- (注) 1. 取締役 天野 利紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 山田 耕作、監査役 水野 和仁の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 なお、当社は両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
3. 監査役 山田 耕作氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。
4. 監査役 水野 和仁氏は、永年におたり監査役として経営全般の監視をおこなってきており豊富な経験、幅広い知見を有しております。
5. 平成29年4月1日付けで下表のとおり取締役の担当及び重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
鈴木 章浩	常務取締役 マーケティング本部 本部長	常務取締役 マーケティング本部 本部長 兼 国内営業本部 デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長

6. 執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	水谷 法彦	国内営業本部 デバイス・ソリューション 中部・関西第2カンパニー 副カンパニー長
執行役員	谷 一夫	国内営業本部 デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー 副カンパニー長 兼 東京支店長 兼 営業サポート部 部長
執行役員	三宅 雅之	海外営業本部 オーバーシーズ・ソリューショ ンカンパニー 中華圏グループ グループリー ダー 兼 東精国際貿易(上海)有限公司 執行董 事 総経理 兼 東海精工(香港)有限公司 代表取 締役社長 兼 東海精工咨詢(深圳)有限公司 董事長 総経理
執行役員	佐藤 竜一	国内営業本部 システム・ソリューションカン パニー 東海テクノセンター株式会社 代表取締 役社長 兼 技術開発部 部長
執行役員	佐伯 健一	マーケティング本部 副本部長 兼 Mセグメン ト推進部 部長
執行役員	黒川 俊樹	国内営業本部 デバイス・ソリューション中 部・関西第1カンパニー 副カンパニー長 兼 名古屋支店長 兼 営業第1部 部長 兼 営業サポ ート部 部長

7. 平成29年4月1日付けで下表のとおり執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況に異動がありました。

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
水谷 法彦	上席執行役員 国内営業本部 デバイス・ソ リューション 中部・関西第2カンパニー長	執行役員 国内営業本部 デバイス・ソ リューション 中部・関西第2カンパニー 副カンパニー長
小林 敦司	執行役員 経営企画室 室長	経営企画室 室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (内、社外取締役)	12名 (1名)	356,369千円 (4,793千円)
監 査 役 (内、社外監査役)	4名 (2名)	31,470千円 (9,168千円)
計	16名	387,839千円

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第59期定時株主総会決議による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、年額460,000千円（うち社外取締役分は年額20,000千円）であります。
2. 平成20年6月27日開催の第53期定時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額45,000千円であります。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額113,415千円（取締役12名103,845千円、監査役4名9,570千円）を含めております。
4. 報酬等の額には、平成28年6月28日開催の取締役会決議により取締役に付与いたしました新株予約権11,576千円（報酬等としての額）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokai-ele.co.jp/>）に掲載しております。

5. 会計監査人の状況

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokai-ele.co.jp/>）に掲載しております。

6. 会社の体制及び方針

基本方針の考え方

当社グループは「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業であり続ける。」を経営理念としております。

また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定とより透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

当社グループは、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、以下の通り内部統制システムに関する基本方針を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「倫理規範」を定める。
- イ. 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、CRO（チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。コンプライアンス統括責任者を兼ねる。）を社長とし、社長直属の機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進する。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会は随時開催し、開催後速やかに当該議事の内容を取締役会に報告する。
- ウ. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- エ. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。

- オ. 当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置を取る。
- カ. 監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理については、管理対象文書、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ウ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ア. リスク管理の全体最適を図るために、社長直属のコンプライアンス・リスク管理委員会が全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務処理統制のそれぞれにおいて、組織に損失を与えるリスクを識別し、評価する。

- イ. 事業活動に伴う各種のリスク（取引先の信用リスク、品質リスク等も含む。）については、それぞれの担当部門と必要なリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ウ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- エ. 上記イ. ウ. のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- オ. 監査室は、リスク管理体制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 取締役会の決議により、業務の執行を担当する上級執行役員及び執行役員を選任し、会社の業務を委任する。上級執行役員及び執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ウ. 事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- エ. 事業計画に基づき、予算期間における計数目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- オ. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようITシステムの整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

- カ. 監査室は、事業活動の有効性及び効率性について監査を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会、監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

- ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- イ. 監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団を対象にした法令遵守体制の構築並びにグループ会社の適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- ア. 当社グループ全体の業務の適正の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。
- イ. 法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理する。
- ウ. 監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- エ. グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行うとともに、定期的に業務執行状況・財務状況等の報告を受けるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人を任命することにより、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役は、補助使用人に対し、自らの職務執行のため必要となる事項を命じることができるものとし、その命令に対し補助使用人は、担当取締役の指揮・命令を受けない。
- イ. 補助使用人の人事に関する事項（異動、評価、懲戒処分等）については、監査役会の同意を必要とする。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果等を報告する。
- イ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款の違反及び不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- ウ. 監査役への報告を理由とした不利益な処遇は行わない。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- イ. 当社は、監査役が職務の遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役は、緊急又は臨時支出費用についても、事後において会社へ請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在時に生じる損失を最小限にとどめることを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を定例的に開催し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。
- ②社長直轄の内部監査機関である監査室による、グループ全体における定期的な業務監査と、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。監査結果は、監査役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に対して報告し、対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。
- ③監査役の監査の実効性を強化する体制としては、監査役と代表取締役との会合等を実施しているほか、会計監査人及び監査室との連携体制の整備、強化を行っております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,779,410	流動負債	8,217,142
現金及び預金	2,038,416	支払手形及び買掛金	4,783,138
受取手形及び売掛金	8,596,508	電子記録債務	2,572,207
電子記録債権	2,693,638	未払法人税等	228,257
たな卸資産	3,076,720	賞与引当金	187,917
繰延税金資産	109,764	役員賞与引当金	113,415
その他	264,361	その他	332,206
固定資産	4,052,970	固定負債	477,828
有形固定資産	2,403,530	退職給付に係る負債	352,736
建物及び構築物	652,760	その他	125,092
車両運搬具	11,656	負債合計	8,694,970
工具、器具及び備品	41,089	純資産の部	
土地	1,678,316	科 目	金 額
リース資産	19,707	株主資本	12,315,040
無形固定資産	50,781	資本金	3,075,396
ソフトウェア	50,781	資本剰余金	2,511,009
投資その他の資産	1,598,658	利益剰余金	7,145,916
投資有価証券	886,683	自己株式	△417,281
繰延税金資産	64,559	その他の包括利益累計額	△256,154
その他	647,415	その他有価証券評価差額金	396,718
資産合計	20,832,381	土地再評価差額金	△662,775
		為替換算調整勘定	9,902
		新株予約権	78,524
		純資産合計	12,137,410
		負債・純資産合計	20,832,381

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		41,309,534
売上原価		36,088,986
売上総利益		5,220,548
販売費及び一般管理費		4,215,039
営業利益		1,005,508
営業外収益		
受取利息	2,757	
受取配当金	15,693	
仕入割引	13,716	
不動産賃借料	11,513	
その他の	13,365	57,046
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	22,061	
不動産賃貸原価	12,354	
その他の	712	35,155
経常利益		1,027,399
特別利益		
受取補償金	100,000	
新株予約権戻入益	1,668	101,668
特別損失		
固定資産売却損	3,317	
固定資産除却損	1,163	4,480
税金等調整前当期純利益		1,124,586
法人税、住民税及び事業税	401,328	
法人税等調整額	△8,604	392,723
当期純利益		731,863
親会社株主に帰属する当期純利益		731,863

連結株主資本等変動計算書

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-ele.co.jp/>) に掲載しております。

連結注記表

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-ele.co.jp/>) に掲載しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,171,810	流動負債	6,826,589
現金及び預金	153,551	支払手形	3,625
受取手形	339,769	買掛金	3,578,266
売掛金	6,319,278	電子記録債務	2,572,207
電子記録債権	2,668,905	未払法人税等	197,654
商 品	2,324,391	賞与引当金	137,990
繰延税金資産	74,129	役員賞与引当金	113,415
その他	291,783	その他	223,430
固定資産	5,533,178	固定負債	414,921
有形固定資産	2,388,203	退職給付引当金	333,036
建物	643,676	その他	81,884
構築物	5,419	負債合計	7,241,510
車両運搬具	11,371	純資産の部	
工具、器具及び備品	29,712	科 目	金 額
土地	1,678,316	株主資本	10,662,349
リース資産	19,707	資 本 金	3,075,396
無形固定資産	49,717	資 本 剰 余 金	2,511,009
ソフトウェア	49,717	資 本 準 備 金	2,511,009
投資その他の資産	3,095,256	利益剰余金	5,493,225
投資有価証券	857,392	利 益 準 備 金	248,136
関係会社株式	1,575,201	その他利益剰余金	5,245,089
長期貸付金	906	別 途 積 立 金	4,583,000
繰延税金資産	81,370	繰越利益剰余金	662,089
その他	580,386	自 己 株 式	△417,281
資産合計	17,704,988	評価・換算差額等	△277,396
		その他有価証券評価差額金	385,379
		土地再評価差額金	△662,775
		新株予約権	78,524
		純資産合計	10,463,477
		負債・純資産合計	17,704,988

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		29,428,689
売上原価		25,970,487
売上総利益		3,458,202
販売費及び一般管理費		2,861,414
営業利益		596,787
営業外収益		
受取利息	415	
受取配当金	15,159	
仕入割引	9,173	
不動産賃貸料	35,620	
その他の	11,480	71,848
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	17,722	
不動産賃貸原価	17,430	
その他の	611	35,792
経常利益		632,844
特別利益		
受取補償金	100,000	
新株予約権戻入益	1,668	101,668
特別損失		
固定資産売却損	3,317	
固定資産除却損	1,163	4,480
税引前当期純利益		730,031
法人税、住民税及び事業税	289,000	
法人税等調整額	△20,475	268,524
当期純利益		461,507

株主資本等変動計算書

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-ele.co.jp/>) に掲載しております。

個 別 注 記 表

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokai-ele.co.jp/>) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

東海エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 直 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

東海エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 直 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

東海エレクトロニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 永 靖 彦 ⑩

監査役 梶 田 洋 志 ⑩

監査役 山 田 耕 作 ⑩

監査役 水 野 和 仁 ⑩

(注) 監査役 山田 耕作及び監査役 水野 和仁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の一層の充実・強化を図り、業績に裏づけされた安定的且つ継続的な配当を株主様へ行うことを経営の重要課題と考えております。

第62期の業績及び今後の見込みを総合的に勘案した結果、期末配当金を50円とさせていただきたいと存じます。また、その他の剰余金は、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおり処分させていただきたいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金50円

総額 107,444,950円

(ご参考) すでに実施しております中間配当(1株につき金10円)は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株に併合した影響を考慮した場合、1株につき50円に相当しますので、合わせまして、年間配当は、1株100円となります。

なお、年間配当金1株につき100円は、株式併合前の1株当たりの配当金に換算すると1株につき20円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

(2) 剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

②減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能の強化、業務執行の明確化、並びに意思決定の迅速化を図ることを目的として、現行定款第20条取締役の員数を変更するとともに、それに伴い、現行定款第23条の役付取締役の所要の変更を行うものであります。

②平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条第2項(取締役の責任免除)及び定款第40条第2項(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>13名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: right;"><中</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">略></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;"><中</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び<u>取締役副社長若干名</u>を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">略></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>附則</p> <p>1. 本定款は、昭和30年5月24日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成28年10月1日改訂 (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>附則</p> <p>1. 本定款は、昭和30年5月24日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">昭和32年5月10日改訂 (中略) 平成28年10月1日改訂 <u>平成29年6月28日改訂</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社では企業経営における迅速で的確な意思決定を目的として、取締役の員数を12名より7名に減少するものであります。つきましては、社外取締役1名を含む7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおくら しん 大倉 慎 (昭和47年9月12日生) 【再任】	平成10年4月 沖電気工業㈱入社 平成18年4月 当社入社 平成21年2月 当社営業本部 マーケティンググループ グループリーダー 平成22年1月 当社執行役員総合企画本部長 平成22年6月 当社常務取締役総合企画本部長に就任 平成23年4月 当社常務取締役営業推進担当に就任 平成23年6月 当社代表取締役副社長に就任 平成25年4月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 (情報・I R・C S R・危機管理担当)に就任 平成25年6月 当社代表取締役社長に就任(現任)	7,203株
	取締役の候補者とした理由	大倉 慎氏は、平成25年に当社の代表取締役社長に就任後、取締役会の議長を務めてまいりました。経営戦略全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社グループにおける経営全般に亘る管理、監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	しもこし けんいち 霜越 憲一 (昭和30年5月3日生) 【再任】	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役執行役常務営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長に就任 平成19年10月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長に就任 平成21年6月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任 平成22年4月 当社常務取締役営業本部副本部長 兼 デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長(品質・環境担当)に就任 平成23年6月 当社専務取締役営業本部長(品質・環境担当)に就任 平成25年4月 当社専務取締役国内営業本部長 兼 マーケティング本部長(品質・環境担当)に就任 平成25年6月 当社専務取締役国内営業本部長 兼 マーケティング本部長(品質・技術・環境担当)に就任 平成26年6月 当社専務取締役国内営業本部長 兼 マーケティング本部長(品質・環境担当)に就任 平成27年4月 当社専務取締役国内営業本部 本部長(品質・環境担当)に就任(現任)	2,979株
	取締役の候補者とした理由	霜越 憲一氏は、当社の国内営業部門の責任者を永年に亘り務めたことによる豊富な経験・実績・見識を有しており、同部門を中心とする経営、管理監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	ささかわ つよし 笹川 剛 (昭和30年11月25日生) 【再任】	昭和55年4月 (株)東海銀行(現：(株)三菱東京UFJ銀行)入行 同行岡崎支社長 他歴任 平成21年3月 当社出向 平成21年4月 当社管理本部副本部長 兼 管理グループ グループリーダー 平成21年6月 当社転籍 当社常務取締役管理本部長 兼 管理グループ グループリーダー(情報・IR・CSR担当)に就任 平成22年6月 当社常務取締役管理本部長 兼 管理部 部長(情報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成23年6月 当社専務取締役管理本部長 兼 管理部 部長(情報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成25年4月 当社専務取締役海外営業本部長に就任 平成27年4月 当社専務取締役海外営業本部 本部長 兼 オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長に就任 (現任)	2,240株
	取締役の候補者 とした理由	笹川 剛氏は、当社の海外営業部門の責任者を務めたことによる豊富な経験・実績・見識を有しており、同部門を中心とする経営、管理監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	もりた まこと 森田 誠 (昭和33年6月26日生) 【再任】	昭和57年4月 (株)東海銀行(現：(株)三菱東京UFJ銀行)入行 同行名古屋支社長 他歴任 平成24年11月 当社出向 管理本部付 担当部長 平成25年4月 当社転籍 当社執行役員管理本部 副本部長 兼 管理部 部長 平成25年6月 当社取締役管理本部長 兼 管理部 部長(情報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成25年10月 当社取締役管理本部長 兼 人事部 部長(情報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成27年4月 当社常務取締役管理本部 本部長 兼 人事部 部長(情報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 (現任)	1,021株
	取締役の候補者とした理由	森田 誠氏は、当社の管理部門の責任者を務めてまいりました。コンプライアンスやリスク管理における豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの管理監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	こ わ せ や す あ き 小和瀬 靖 明 (昭和31年8月2日生) 【再任】	昭和56年4月 (株)日立製作所入社 平成15年4月 (株)ルネサステクノロジ(現：ルネサス エレクトロニクス(株))転籍 平成18年6月 瑞薩半導体管理(中国)有限公司出向 同社部長 平成19年1月 瑞薩科技(北京)有限公司出向 同社総経理 平成20年7月 瑞薩電子(上海)有限公司出向 同社執行総監 平成25年4月 当社入社 技術本部付 担当部長 平成25年6月 当社執行役員技術本部長 平成26年6月 当社取締役技術本部長 (技術担当) に就任 平成26年10月 当社取締役技術本部長 兼 半導体 品質管理技術部 部長 (技術担当) に就任 平成27年2月 当社取締役技術本部長 (技術担当) に就任 平成27年4月 当社常務取締役技術本部 本部長に 就任 (現任)	1,175株
	取締役の候補者 とした理由	小和瀬 靖明氏は、当社の技術部門の責任者を務めたことによる豊富な経験・実績・見識を有しており、同部門を中心とする経営、管理監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	すずき あきひろ 鈴木 章 浩 (昭和44年7月3日生) 【再任】	平成4年4月 当社入社 平成25年6月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長 兼 マーケティング本部車載営業推進部 部長に就任 平成26年4月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長 兼 マーケティング本部副本部長に就任 平成27年4月 当社常務取締役マーケティング本部本部長 兼 国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長に就任 平成29年4月 当社常務取締役マーケティング本部本部長に就任 (現任)	1,313株
	取締役の候補者 とした理由	鈴木 章浩氏は、当社のマーケティング部門などの責任者を務めたことによる豊富な経験・実績・見識を有しており、同部門を中心とする経営、管理監督機能を担うのに適任であると判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	あまの としき 天野 利紀 (昭和23年5月25日生) 【再任】	昭和46年4月 トヨタ自動車工業(株)(現：トヨタ自動車(株))入社 平成13年1月 New United Motor Manufacturing, Inc. (N. U. M. M. I) 副社長に就任 平成16年6月 大豊工業(株)常務取締役役に就任 平成21年6月 同社代表取締役副社長に就任 平成25年6月 同社顧問 平成26年6月 共和レザー(株)社外取締役に就任(現任) 平成26年6月 当社社外取締役に就任(現任)	366株
	社外取締役の候補者とした理由	天野 利紀氏は、企業経営者として豊富な経験による高い見識を有しており、社外取締役という立場から客観的かつ独立性をもって経営全般に対する管理監督機能を担い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に充分に貢献していただけるものと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 天野 利紀氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 天野 利紀氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
 - 天野 利紀氏は、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同証券取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に選任され就任した場合には、独立役員となる予定であります。
 - 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、天野 利紀氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、天野 利紀氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 各候補者の所有する当社株式の数は、平成29年3月31日現在の状況を記載しており、役員持株会での持分を合算しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、数井 恒彦氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行なう取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かずい つねひこ 数井 恒彦 (昭和14年1月11日生)	昭和44年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会所属) 岩田孝法律事務所 入所 昭和46年4月 数井法律事務所開設 昭和62年9月 不二法律事務所開設 現在に至る	一株

- (注) 1. 当社は不二法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 数井 恒彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 数井 恒彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるためであります。
同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、数井 恒彦氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる 新株予約権に関する報酬額及び内容改定の件

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的に、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

平成26年6月26日開催の第59期定時株主総会にてご承認いただきました取締役の報酬額の年額460,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とは別枠で平成28年6月28日開催の第61期定時株主総会にてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額40,000千円以内（社外取締役は除く。）の範囲内で発行する旨、また、新株予約権の総数の上限を50個、新株予約権の目的である株式の種類及び数の上限を当社普通株式10,000株（ご承認いただいた時点では株式併合前でしたので50,000株となっております。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っております。

(1) 提案の理由

第2号議案が承認可決されますと、取締役の員数は10名以内となります。これに伴い、新株予約権の総数の上限と目的である株式の種類及び数の上限を減少させるものであります。

(2) 新株予約権の具体的な内容

株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権を年額32,000千円以内（社外取締役は除く。）で発行するものとし、新株予約権の総数の上限を40個、新株予約権の目的である株式の種類及び数の上限を当社普通株式8,000株とするものとしてご承認いただきたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は12名であります。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月26日開催の第59期定時株主総会において、年額460,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）としてご承認いただき現在に至っております。

(1) 提案の理由

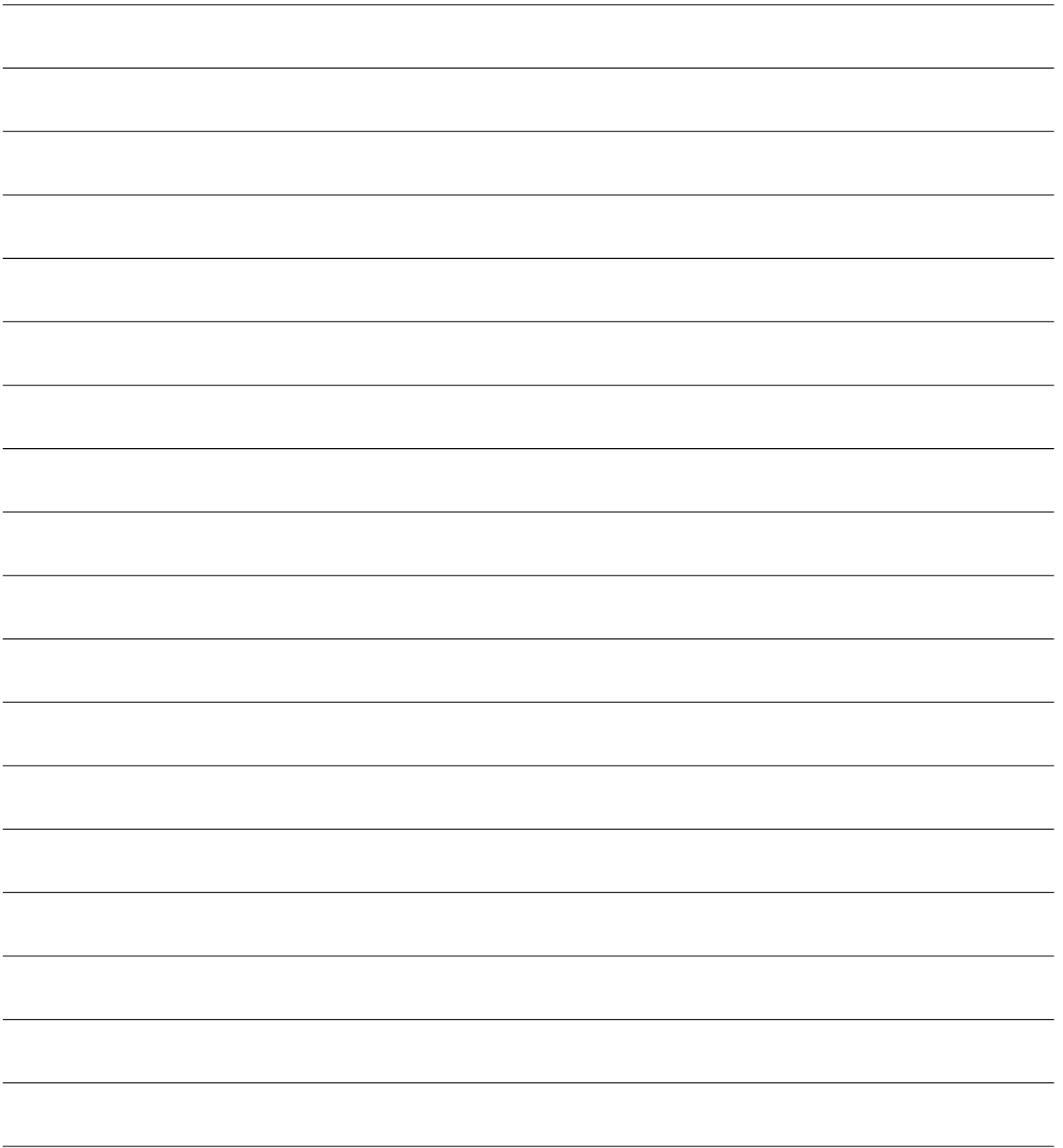
第2号議案が承認可決されますと、取締役の員数は10名以内となります。これに伴い、取締役の報酬額の上限を減少させるものであります。

(2) 報酬額の具体的な内容

取締役の報酬額を年額360,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）に減額、改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしてご承認させていただきたいと存じます。

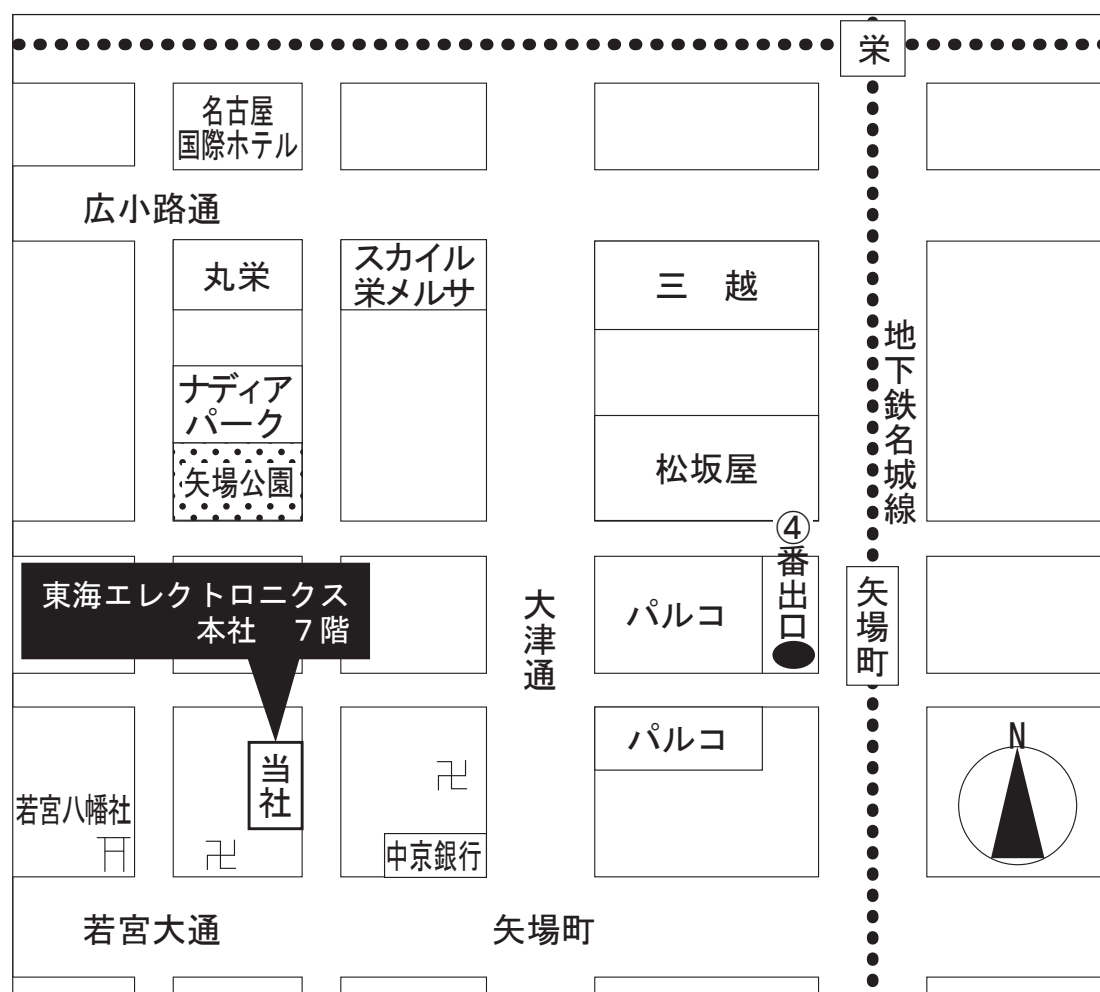
また、現在の取締役の員数は12名であります。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。

以 上



株主総会会場ご案内図

場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号
 当社本社 7階A会議室
 電 話 052-261-3211 (代表)
 交通機関 地下鉄「名城線」矢場町駅 下車④番出口
 徒歩7分



(注) なお、当日会場には駐車場のご用意がございません。ご了承下さい。